

国民年金や厚生年金・共済年金・企業年金など 公的年金 所得者の申告について

申告が必要な公的年金所得者

- ① 平成27年中の公的年金収入が400万円を超える人
- ② 給与所得や事業所得、不動産所得など、公的年金以外の所得が20万円を超える人

申告が必要でない公的年金所得者

- ① 税務署に所得税の確定申告書を提出する人
- ② 平成27年中の公的年金収入が400万円以下で、年金以外の所得が20万円以下の人

Point
複数の公的年金等を受給している人は、合計収入金額が400万円以下かどうかで判断してください。なお、確定申告書を提出する必要がない人でも、町県民税の申告をすることで町県民税額が軽減される場合がありますので、ご注意ください。



- ③ 所得税を源泉徴収されている人は、申告すれば所得税が還付される場合があります。
- ④ 雑損控除や医療費控除、社会保険料控除など各種控除を受ける場合は、申告が必要です。
- ⑤ 年金の受給額が下表の金額以下にあてはまる人は申告の必要はありません。

年齢(平成28年1月1日時点)	公的年金収入(本人のみ)
65歳以上	148万円以下
65歳未満	98万円以下

- ▶ 申告の時に必要なもの
- 平成27年分公的年金などの源泉徴収票(紛失した場合は直方年金事務所などの各支払い先で再発行可能です)
 - 印鑑
 - 各種控除を受ける人は生命保険料や地震保険料、社会保険料などの支払証明書、医療費控除の明細書と領収書
 - 障害者控除を受ける人は障害者手帳・障害者控除対象者認定証など、証明できるものを持参してください

農業や事業・不動産などで収入がある人 事業所得者の申告について

申告が必要な事業所得者

- ① 原則、申告が必要です。

申告が必要でない事業所得者

- ① 税務署に所得税の確定申告書を提出する人
- ② 白色申告の人のみ役場で受付します。青色申告の人は役場で受付できませんのでご了承ください。

Point
個人事業を行っている人は経理をきちんと行い、収入金額から必要経費を引くのがポイントです。そのために日ごろから領収書や明細書などをしっかりと保存しておきましょう。

※ 申告により所得税が還付される場合は、申告する人の通帳または口座番号の分かるものが必要です。
※ 不動産の譲渡所得に関する確定申告は、たがわ情報センターで行ってください。期間 2月16日(火)～3月15日(火) (平日9時～16時)
田川税務署 ☎ 44-0430

- ▶ 申告の時に必要なもの
- 【農業所得がある人】
- 収支内訳書
 - 営農口座の通帳など、収入金額が分かるもの
 - 農協でもらう申告用の明細書
 - 領収書(農機具購入費などの経費分)
 - 各種控除を受ける人は生命保険料や地震保険料、社会保険料などの支払証明書、医療費控除の明細書と領収書
 - 障害者控除を受ける人は障害者手帳・障害者控除対象者認定証など、証明できるものを持参してください
- 【営業所得・不動産所得などがある人】
- 収入金額や経費が証明できるもの(帳簿や領収書など)
 - 各種控除を受ける人は生命保険料や地震保険料、社会保険料などの支払証明書、医療費控除の明細書と領収書
 - 障害者控除を受ける人は障害者手帳・障害者控除対象者認定証など、証明できるものを持参してください
- ※ 印鑑、各種帳簿は上記の所得者全員必要



平成28年1月1日時点で福智町に住所を有する人。

税の申告

今月から所得税、町県民税、国民健康保険税の申告受付が始まります。
2月16日(火)～3月15日(火)(受付時間:8時30分～12時/13時～17時)
の1か月間、役場本庁に申告会場を設けますので忘れずに申告しましょう。
問 役場税務課 賦課係 ☎ 22-7762

方城・赤池支所で臨時申告会場を設置します!
方城支所▶2月22日(月)～2月24日(水)
赤池支所▶2月29日(月)～3月2日(水)
※受付時間は8時30分～12時/13時～17時です。

申告期間
2月16日(火)
～3月15日(火)

TAX NEWS 1

無収入の人は赤池支所・方城支所でも申告ができます 無収入でも申告が必要な人

申告が必要な無収入の人

- ① 遺族年金や障害年金を受給している人で平成27年から初めて受給するようになった人
- ② 税法上の扶養に入っている人
- ③ 国民健康保険の加入者(正しい保険料算定のため、収入の有無に関わらず申告してください)

申告の時に必要なもの

- 印鑑(代理の人が申告する場合は代理人の印鑑)
- ④ 所得が少ない人は、状況に応じて国民健康保険税額が軽減される場合があります。申告がなければ税額の軽減措置が受けられませんので、ご注意ください。

※ 申告不要の人も申告すると扶養者の勤務先や官公署に所得(非課税)証明書を提出する際の基礎資料になり、国民健康保険などの収入状況報告が不要になりますので、できるだけ申告してください。

TAX NEWS 2

会社員やパートタイムで働く人など 給与所得者の申告について

申告が必要な給与所得者

- ① 給与をもらった人で年末調整をしていない人
※ 勤務先の給与担当者にご確認ください。
- ② 2か所以上の支払者から給与をもらった人や日雇い・パート収入の人など
- ③ 事業所得や不動産所得、年金など給与以外の所得があった人

申告が必要でない給与所得者

- ① 税務署に所得税の確定申告書を提出する人
- ② 平成27年中の所得が給与だけで、勤務先で年末調整し、勤務先から福智町に給与支払報告書が提出されている人
※ 勤務先の給与担当者にご確認ください。転職された場合は、前職分の給与も年末調整に含んだ場合に限ります。
- ③ 年末調整していても、給与以外の所得がある場合は、申告が必要です。
- ④ 各種控除を受ける場合は申告が必要です。

申告の時に必要なもの

- 給与所得の源泉徴収票
- 給与以外の所得がある場合は収入(帳簿など)と経費(領収書など)が分かるもの
- 印鑑
- 各控除を受ける人は生命保険料や地震保険料、社会保険料などの支払証明書、医療費控除を受ける場合は医療費控除の明細書と領収書
- 障害者控除を受ける人は障害者手帳・障害者控除対象者認定証など、証明できるものを持参してください

Point
会社員や公務員などは給与から税金を徴収され、年末調整で税金を精算します。しかし、医療費控除などの年末調整で精算されない控除もありますので、その際は確定申告を行ってください。

医療費控除は申告が必要です。